

令和6年第8回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年8月16日付を以って、同8月23日午後2時00分から鹿嶋市役所3階304会議室において、第8回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 鹿嶋市長からの農地の現況等についての照会回答について
- 報告第5号 農業振興地域整備計画の変更について

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚	俊行
事務局課長補佐	飯島	優
事務局主査	児島	教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時03分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。それでは、令和6年第8回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

2番笹本真由美君、3番石津彰君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

初めに番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきまし

ては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約23アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に、番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、農用トラック1台、耕運機1台、田植機1台、ハンマーロック1台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約108アール、借入地39アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号3についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、農用トラック3台、乾燥機3台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約231アール、借入地2722アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号4についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約23アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号5についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により

所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機1台、芋堀機3台、つる刈機3台、トラック4台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約331アール、借入地1060アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号6についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機1台、芋堀機3台、つる刈機3台、トラック4台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約331アール、借入地1060アールでございます。申請地の作付け計画は水稻及び甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に番号7についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約119アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1及び番号4角折地内案件について、1番桐澤いづみ君。

1番 はい、1番桐澤です。昨日22日に現地を確認してきました。番号1及び番号4について、現地は既に甘藷を耕作をしている所ですので問題はないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、番号2志崎地内案件について、7番大槻勝敏君。

7番 はい、7番大槻です。8月22日に現地調査を行いました。現況は荒地でありましたが草を刈っており耕作には影響ないと思います。ご審議の程、よ

ろしく願いたします。

議 長 次に、番号3田谷沼地内案件について、12番笠貫順一君。

12番 はい、12番笠貫です。番号3について、22日に現地調査を行いました。その結果問題はないと判断しました。ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 次に、番号5ないし番号6棚木地内案件について、5番山本清治。

5番 はい、5番山本です。22日に現地を見てきました。番号5番と番号6番ですが、5番は耕作はしてませんがロータリーをかけて多少草は生えていましたが管理はしています。6番もロータリーを掛けてありました。別に問題はないと思いますのでご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 最後に、番号7中地内案件について、16番永作幸雄君。

16番 はい、16番永作です。21日に現地調査をしてきました。現在も稲が作ってありなんら問題はないと思いますのでご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号7について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号7については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1についてご説明いたします。転用目的は資材置場でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。

申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号2についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。本案件につきましては、先程言いました番号1の資材置場に関連しておりますので同じく説明させていただきます。先程番号1は資材置場としましたが、今回、番号2の太陽光発電施設の資材を置く予定になっております。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号3についてご説明いたします。転用目的は自己用住宅の建設でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン申込み手続き写しが添付されております。

つづきまして番号4についてご説明いたします。転用目的は自己用住宅の建設でございます。農地区分は、市街化進みかつ公共施設が近隣にある農地であるため、第3種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン申込み手続き写しが添付されております。

つづきまして番号5についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施

設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号6についてご説明いたします。こちら続く番号7につきましても関連しますので一括してお話させていただきます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、また資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。こちら番号7についても同じ内容なのですが、土地所有者が別人格であるため2つの申請となっております。

つづいて番号8についてです。こちら番号9は同様の申請であるため関連して説明させていただきます。転用目的は駐車場の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。本案件については、前述の番号6ないし7の案件に係る駐車場でございます。砕石敷きによるロープ区画を31マス設置する計画となっております。先程話しましたとおり所有者が別人格のため2つの申請となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、また資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号10について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、市街化進みかつ公共施設が近隣にある農地であるため、第3種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につつま

しては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

最後に番号11につきまして、転用目的は自己用住宅の建設でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン申込み手続き写しが添付されております。本案件については、敷地面積が571平方メートルとなっておりますところですが、前面の市道が幅2メートルであることから、接道要件に係る道路の幅4メートルにすべく、2メートルセットバックを行う予定で、敷地面積がおよそ30平方メートル程度減ずることとなる計画です。また、当該敷地の周辺については、3方を宅地に囲まれており、1方のみ他者が所有の農地となっております。一応規定として500平方メートル以内の規定となっているところではありますが、一割増の約550平方メートル以内になる予定の申請となります。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

7番 はい、2番 笹本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、8月15日木曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、山本委員そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号11につきまして、事務局から

添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号11について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 今の内容分かりましたか。基本的に農家住宅は1,000平方メートル、一般住宅が500平方メートルまでとなっています。ただし、建築確認を取るのに4メートルの道路の幅員がないため2メートルのセットバックを受けるといことです。そのため一割増しのこの面積で申請を受けられることとなります。以上です。

議 長 異議なしと認め、議案第2号番号1ないし番号11について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、番号1ないし番号3において、許可書の期間が令和5年2月22日から令和6年9月28日までとなっておりましたが、製品の出荷減少により予定どおり進まなかったため、認可日から令和7年9月28日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和6年6月12日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。その他施設の概要、

被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号3につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議案第3号番号1ないし番号3について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1ないし番号3について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐 飯島優君。

課長補佐 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号1をご説明いたします。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成10年頃から隣接する家屋の庭として一体的に利用しておりますが、登記上の地目が畑となっている

ことから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。

これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

2 番 笹本真由美君。

1 番 はい、2 番 笹本です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号番号1について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。

令和6年8月13日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。畑の新規については1筆で面積が631平方メートルとなっております。以上で、合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。

令和6年8月13日付け、鹿嶋市長より農地中間管理事業の推進に関する

法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については23筆で面積が31,343平方メートルとなっております。合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第5号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第5号「農業振興地域整備計画の変更について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、令和6年第8回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時31分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人